

上期事務処理

令和5年度上期乳用牛改良対策事業における牛群検定試行について

令和4年度の本事業対象農家であり、試行期間が6カ月未満であった農家が、令和5年度も引き続き試行を継続する場合に、最大で5カ月分を助成します。

ア) 牛群検定の試行期間

- ・令和5年4月～令和5年8月（この期間中の5ヶ月間）とする。
- ・試行の開始 令和4年11月～令和5年3月

イ) 考え方

試行期間を6カ月として、令和5年3月（令和4年度中）に6カ月の試行に達しなかった場合、令和5年4月からの残りの試行を助成します。

但し、検定を一時中止した場合であっても、1カ月として計上します。

ウ) 今後のスケジュール

①非検定農家の検定試行のための具体的スケジュール

令和5年8月まで	検定の実施と定期的な農家訪問指導
令和5年8月末	試行終了
令和5年9月以降	通常の牛群検定の実施
令和5年9月10日	実施報告書の提出

②書類の提出期限等

- 1) 事業参加申請書（実施計画書等含む）の送付
 - ・令和5年5月1日までに正式書類を家畜改良事業団へ送付。
- 2) 事業参加承認
 - ・令和5年6月(予定。追加募集はありません)。
- 3) 変更承認申請
 - ・計画額に対して30%を超える増減が生じる場合等、変更申請書を提出。
- 4) 事業実施報告書提出
 - ・令和5年8月末日までに家畜改良事業団へFAX。
 - 内容の精査後、令和5年9月11日までに正式書類の送付
- 5) 助成金の額の決定時期
 - ・令和5年10月（予定）。

エ) 参考資料の提出依頼について

- ①検定員旅費・謝金を含む、検定組合規定など
- ②乳成分等の検査料金表
- ③検定組合における總會資料

下期事務処理

令和5年度下期乳用牛改良対策事業における牛群検定試行について

ア) 非検定農家における牛群検定の試行の進め方

牛群検定の試行期間

- ・令和5年4月～令和6年3月（この期間中の6ヶ月間）とする。
但し、準備などで10月に開始できなかつた場合でも、3月には終了すること。

イ) 今後のスケジュール

①非検定農家の検定試行のための具体的スケジュール

令和5年10月まで 試行農家の家畜個体識別情報利用の同意確認
試行農家のマスターファイル作成（農家名簿）
試行農家の繁殖台帳の整理
試行検定の準備

準備が整い次第 試行農家における検定開始

以後、検定の実施と定期的な農家訪問指導

令和6年3月20日 試行終了

令和6年4月以降 通常の牛群検定の実施

令和6年4月8日 実績報告書の提出

②書類の提出期限等

1) 事業参加申請書（実施計画書等含む）の送付

- ・令和5年7月31日までに正式書類を家畜改良事業団へ送付。
事前にFAXやe-mailにて、当団と記載内容を確認することを推奨します。

2) 事業参加承認

- ・令和5年8月の予定。承認後の試行農家の追加については応相談。

3) 変更承認申請

- ・計画額に対して30%を超える増減が生じる場合等、変更申請書を提出。

4) 事業実施報告書提出

- ・令和6年3月末日までに、事前にFAXやe-mailにて当団と記載内容を確認し、内容の精査後、令和6年4月8日までに正式書類の送付

5) 助成金の額の決定時期

- ・令和6年4月（予定）。

ウ) 参考資料の提出依頼について

- ①検定員旅費・謝金を含む、検定組合規定など
- ②乳成分等の検査料金表
- ③検定組合における総会資料

ご注意ください

乳用牛改良対策事業は、平成26年度に以下の改正を行いましたのでご注意ください。

1 事業のねらい

本事業については、「11月以降に検定試行を開始した場合、年度をまたがっても6カ月の検定試行を助成対象にして欲しい」との意見が多数寄せられたことから、平成26年度より対応を取るように要領を改正しました。このことにより、11月以降も本事業を活用し、検定加入が促進されることを期待します。

2 変更点（別紙要領の2事業の内容 参照）

従来、11月以降に検定試行を開始した場合、これまでは最大でも3月期までの助成となり、6カ月間の試行期間を満度に助成できませんでした。平成26年度から、以下の例のとおり前年度の試行期間の不足分を助成出来るように改めました。

例) いずれも検定を継続していることが要件です。

①令和4年11月～令和5年3月の5カ月間を検定試行した場合

令和4年度乳用牛改良対策事業で5カ月間の助成 および
令和5年度乳用牛改良対策事業で1カ月間の助成

②令和4年12月～令和5年3月の4カ月間を検定試行した場合

令和4年度乳用牛改良対策事業で4カ月間の助成 および
令和5年度乳用牛改良対策事業で2カ月間の助成

③令和5年3月の1カ月間を検定試行した場合

令和4年度乳用牛改良対策事業で1カ月間の助成 および
令和5年度乳用牛改良対策事業で5カ月間の助成

3 事務処理（別紙上期および下期事務処理 参照）

上述の変更に伴い、本事業の事務処理が上期と下期に分かれます。

上期とは、上述のように令和4年度の検定試行の残期間を処理する期間となります。

下期は、従来どおりの令和5年度の検定試行となります。

ご質問は、（一社）家畜改良事業団 情報分析センターまで

（TEL：03-5621-8921 FAX：03-5621-8922 toiwase@liaj.or.jp）